

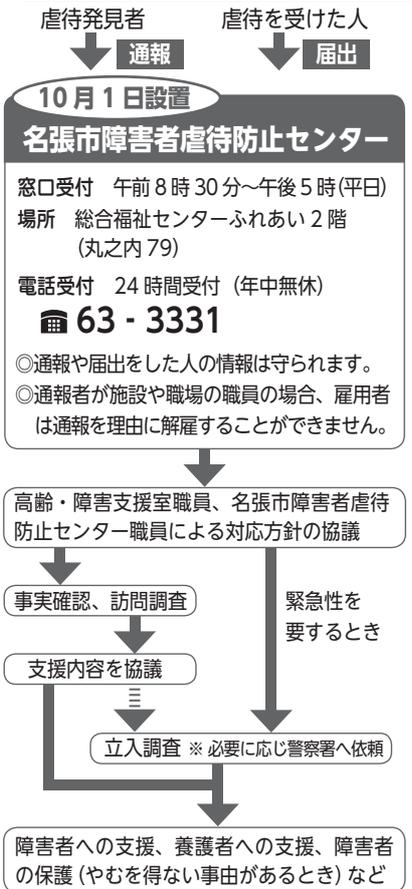


主な内容

- 2……小規模特認校で学びませんか?、国津の杜の行事
- 3……ひまわり、かがやき催物、リバーナホール催物
- 4……二次救急実施病院(10月)、体育・健康フェスタ2012

発行/名張市企画財政部広報対話室 〒518-0492 名張市鴻之台1-1 ☎0595-63-7402 ✉pr@city.nabari.mie.jp ㊚http://www.city.nabari.lg.jp

■養護者による虐待が発生した場合の対応



障害者への虐待は、特定の家庭や施設、職場で起こるのではなく、どこでも起こり得る問題です。虐待している人にその認識がなかったり、虐待されている障害者が虐待と認識しなかったりする

障害者への虐待は、特定の家庭や施設、職場で起こるのではなく、どこでも起こり得る問題です。虐待している人にその認識がなかったり、虐待されている障害者が虐待と認識しなかったりする

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」以下、障害者虐待防止法が10月1日から施行されます。障害者への虐待は、障害者の尊厳を傷つけるとともに、自立と社会参加を妨げる許されない行為です。

市では10月から、「名張市障害者虐待防止センター」を設置し、虐待発見者からの通報や、虐待を受けた人からの届出を受け付けます。また、障害者への支援や、障害者の介護や世話をする家族の支援につなげます。

☎高年齢・障害支援室 ☎63-7591

場合があります。そのため、市民一人ひとりが、小さなサインを見逃さずに早期に発見することが大切です。

10月1日に施行される「障害者虐待防止法」には、障害者虐待に

気づいた人の通報義務が定められています。市は、障害者の虐待の通報や届出、支援などの相談を受ける「名張市障害者虐待防止センター」を設置し、障害者の安全を最優先に考え対応します。

障害者虐待では、虐待されている人への支援はもちろん、虐待している養護者(世話など)をしていく家族などへの支援が必要な場合も少なくありません。あなたの通報で虐待をされている人だけでなく、虐待をしてしまう養護者を含む家族全体を救うことができます。



みんなであらゆる障害者虐待を防ぐ、

虐待早期発見のため、サインを見逃さないで!

身体的虐待
障害者の体に傷や痛みを負わせたり、正当な理由なく身動きがとれない状態にしたりすること

- 体に小さな傷がよくみられる。
- 急におびえたり、こわがったりする。

性的虐待
障害者に無理やり、または同意と見せかけて、わいせつなことをしたりさせたりすること

- 周囲の人の体をさわようになる。
- 人目を避け、ひとりで部屋にいたがる。

心理的虐待
障害者を侮辱したり、拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること

- 食欲の変化が激しい。過食や拒食がみられる。
- おびえる、わめく、泣くなどパニックを起こす。

ネグレクト(放棄・放任)
食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障害者の心身を衰弱させること

- 体から異臭がしたり、ずっと同じ服を着ていたりするなど、不衛生な状態。
- 支援者に会いたがらない、話したがらない。

経済的虐待
本人の同意なしに財産や年金、賃金などを使うこと。また障害者に理由なく金銭を与えないこと

- お金を使っている様子がみられない。
- サービスの使用料や生活費の支払いができない。